

## 始良市農業委員会総会議事録（6月）

1. 開催日時 平成30年6月29日（金） 午後1時30分～4時00分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藺 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 非農地証明願について
8. 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（売渡希望）について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
補佐兼振興係長  
振興係主査  
農地係長  
農地係参事補  
農地係主任主査  
加治木農林水産係長  
始良農林水産係長

	<p><b>始良市農業委員会総会議事録（平成30年6月）</b>  （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第3回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、13番委員、14番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から38番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は6月30日、契約の始期は7月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、1年間で2件、3年間で7件、5年間で25件、10年間で4件で、合計38件となっております。面積につきましては、合計66,050㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから8ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の8ページ36番が8番委員、37番と38番が12番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から35番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願ひします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から35番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願ひします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から35番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>

		<p>なお、議案第1号36番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>36番の関係者、8番委員の退席をお願いします。</p>
	委員	(8番委員退席)
議長		<p>それでは、36番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。議案第1号36番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の36番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>8番委員は着席してください。</p>
	委員	(8番委員着席)
議長		<p>次に、37番から38番の関係者、12番委員の退席をお願いします。</p>
	委員	(12番委員退席)
議長		<p>それでは、37番から38番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。議案第1号37番から38番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の37番から38番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>12番委員は着席してください。</p>
	委員	(12番委員着席)
		<p>_____ 議案第2号 _____</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、9ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから2ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字堂迫〇〇番田 1, 445㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年6月12日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、米丸でも大規模経営農家で、水田をすでに5.6ha耕作しています。労働力は2人で、忙しい時は、息子さん2人が手伝い、雇用もしています。機械類は、トラクター2台、軽トラック3台、コンバイン、田植え機を所有しています。将来は息子さんが経営を継がれると思われ、私も機会をみて話をしています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字六反田〇〇番〇 田 562㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年6月14日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。機械類は、トラクター、田植え機、コンバインを所有しています。田は、</p>

<p>議 長</p>	<p>約3反耕作しています。畑もありますが、色々細々と自分で食べる分しか植えていない状況でした。譲受人は、譲渡人の弟です。夫婦とも60代で非常に元気でやる気十分であります。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字下赤谷〇〇番 畑 1, 030㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、申請地は日照条件もよく、太陽光発電に適しているためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。始末書の添付があります。補足して申し上げます。申請人の父が、戦後クヌギを植えていました。非農地通知済でしたが、太陽光発電のために伐採し、さら地になっています。利用状況調査時とは異なり、法務局で山林と認められませんので、始末書を添付して4条申請となります。隣接地〇〇番〇 山林 514㎡と一体利用し、全事業面積は1, 544㎡です。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意</p>

議 長	見聴取案件となります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、南原商店から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p> <p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から20番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。</p>

議 長	<p>譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人、大阪府豊中市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字大門口〇〇番〇 畑 337㎡です。今年の4月に申請があった土地の隣接地です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場です。申請理由は、土木業を営んでいるので、資材置場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、鶴田橋から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が田と荒地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、鹿児島市在住の〇〇。貸人は2名で、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑 195㎡、〇〇番〇 畑 41㎡、〇〇番〇 畑 105㎡、合計3筆の341㎡です。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字北五反畑〇〇番〇 畑 150㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積123㎡です。申請理由は、貸人らの息子である借人が居住用建物を建築するためです。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス始良店から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地と市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員とし</p>

議 長	<p>ましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、大阪府堺市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字岩下〇〇番〇 畑 588㎡、〇〇番〇 畑 477㎡、合計2筆の1,065㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。譲受人は、定款に山林の育成があります。申請理由は、クヌギ150本の植林に最適地であると判断したためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、久末公民館から南西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が市道、南が山林、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上川屋〇〇番〇 田 729㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成と看板用地です。申請理由は、始良市中心街で住宅環境も整っているため宅地造成、看板用地を造成したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、五社神社から南に約20mの</p>

議 長	<p>位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町錦江町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中塩入〇〇番〇 田 3 4 7 m<sup>2</sup>、〇〇番〇 田 7 7 m<sup>2</sup>、合計2筆の4 2 4 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地は閑静な住宅地で、交通の便もよく、住宅需要の条件として揃っているため宅地造成したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が道路、南が宅地、北が転用済です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町木田在住の〇〇、他1名。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字干迫〇〇番〇 田 3 3 1 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積121m<sup>2</sup>です。申請理由は、現在アパート住まいで手狭になったため、申請地に一般住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明</p>

	をお願いします。
委員	16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木工業高校から東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が市道、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の7番について事務局の説明を求めます。
事務局	7番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字蟹原〇〇番〇 畑 289㎡です。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字蟹原〇〇番〇 畑 182㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、建売住宅3棟の建築面積156.33㎡です。申請理由は、学校も近いため、建売住宅3棟を建築したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都在住の〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇、他1名。土地の所在は、平松字西中原〇〇番〇 畑 198㎡です。権利内容は持分移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、アパート4棟と駐車場、建築面積266.60㎡です。

議 長	<p>申請理由は、賃貸アパートとして最適なためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 602㎡と一体利用し、全事業面積は800㎡です。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から西に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、池島町在住の〇〇。譲渡人、東京都在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字中道〇〇番〇 畑 333㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、自己駐車場に必要なためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番 宅地 831.69㎡と一体利用し、全事業面積は1,164.69㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が県道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人、加治木町本町在住の〇</p>

<p>議 長</p>	<p>○。土地の所在は、加治木町日木山字橋迫〇〇番 田 2, 363㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は資材置場です。申請理由は、建設の基礎工事に伴う砂利やコンクリート製品、その他残土等の置き場として利用するためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。すでに一部を資材置場にされていたので、追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、蔵王団地から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が道路、南が山林、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、排水を宅地と道路に流さないことです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、松原2丁目在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、松原2丁目〇〇番〇 畑 85㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積22.73㎡です。申請理由は、現在の住まいは病院の2階部分で、仕事と生活環境の空間を設けるため、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 51.25㎡、〇〇番〇 宅地 29.64㎡と一体利用し、全事業面積は165.89㎡です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、</p>

議 長	<p>北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東京都町田市在住の〇〇。土地の所在は、松原町三丁目〇〇番〇 畑 62㎡、〇〇番〇 畑 835㎡、〇〇番〇 畑 227㎡、〇〇番〇 畑 27㎡、合計4筆の1,151㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲6区画として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字横手前〇〇番〇 田 698㎡、〇〇番〇 田 480㎡、合計2筆の1,178㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲1区画として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋公民館から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道と畑、西が水路、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番についてご説明申し上げます。  譲受人、始良市の〇〇有限会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町錦江町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中塩入〇〇番〇畑138㎡、〇〇番〇畑269㎡、〇〇番〇畑527㎡、合計3筆の934㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。  転用目的は宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲（1区画）の計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は除外済のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、龍桜高等学校から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地と田、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。  譲受人、出水市在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字野屋敷〇〇番〇田219㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。  転用目的は一般住宅1棟の建築面積86.12㎡です。申請理由は、</p>

<p>議 長</p>	<p>自宅を建築し、永住する目的であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の16番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>16番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田 242㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積72.45㎡です。申請理由は、自宅を建築し、永住する目的であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p> <p>時間になりましたので、議事を再開したいと思います。</p> <p>次の17番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>17番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、蒲生町久末在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字二月田〇〇番 田 1, 489㎡、字新垣〇〇番〇 田 735㎡、合計2筆の2, 224㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は山林です。譲受人は、定款に山林の育成があります。申請理由は、クヌギ600本の植林に最適地であると判断したためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>9番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、フォントナの丘から北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が荒地、西が田、南が山林、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の18番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>18番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、湧水町在住の〇〇。土地の所在は、平松字嶽前〇〇番〇 田 685㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は貸駐車場です。申請理由は、貸駐車場にするためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。通行承諾書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、インフラテック始良工場から北に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が私道、西が里道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>19番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町仮屋町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字鏡田〇〇番〇 田 595㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電所建設のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。始末書の添付があります。補足して申し上げます。利用状況調査で沼地であったため非農地と通知をしたところですが、ただし、参考資料の72ページをご覧ください。申請地の周囲は雑種地となっています。太陽光発電所を造成中です。申請地は沼地でしたが、周囲の雑種地が60cmほど低くなりまた暗渠排水が整備されたため、乾田化しています。その状況を法務局が見て、草を払えば田にできると非農地ではないと判断しました。そのため農地法第5条の申請となりました。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が雑種地、南が雑種地、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の20番について事務局の説明を求めます。</p> <p>20番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字南園〇〇番〇 畑 1,035の内240㎡、〇〇番〇 畑 1,035の内254㎡、合計2筆の494㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積72㎡です。申請理由は、譲渡人である父から受贈し、自己家屋の建築計画に至る。通路の部分は父と共有するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外</p>

議 長	<p>のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から20番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>11番推進委員。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。17番について、盛土が3m、面積が2,224㎡です。開発許可が必要になるのではないですか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>目的が山林ですので、開発許可は必要ないです。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から20番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から20番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号非農地証明願について議題に供します。1番から5番について説明をお願いします。</p>

	<p>まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号非農地証明願についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人、加治木町小山田在住の〇〇。所有者、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字東木迫〇〇番 畑 590㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。変更年月日は昭和47年2月です。現況は宅地です。申請理由は昭和47年2月、亡き父が住居を建てたためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、南原商店から北側隣接地です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約46年程度たつていると認められる。周囲の現況は、東が県道、西が畑と道路、南が宅地、北が畑と道路です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてすでに46年経っており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>2番についてご説明申し上げます。 申請人、北九州市在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字七反田〇〇番〇 田 537㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和49年です。現況は宅地です。申請理由は昭和49年に前所有者が家屋を建築したためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、建昌小学校から南に約30mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約44年程度たつていると認められる。周囲の現況は、東が畑、西が私道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつて44年経過し、家屋も建つているので、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>

議 長	次の3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、宮島町在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字西道丁原〇〇番〇 畑 111㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和53年6月です。現況は墓地です。申請理由は昭和53年6月に墓を建立したためです。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、東公民館から北に約200mの位置です。現況は、申請のとおり墓地となつてから、約40年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が墓地、西が市道、南が墓地、北が墓地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、墓地となり40年経過しているので、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	次の4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、平松在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、平松字蟹原〇〇番〇 畑 15㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和60年です。現況は車庫です。申請理由は亡母が建築した車庫ですが、相続し地目が宅地と思ひ込んでいたためです。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、重富中学校から南西に約100mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約33年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてすでに33年経っており、車庫も建っている状況であり、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>

議 長	次の5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、平松在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、平松字蟹原〇〇番〇 畑 15㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和60年です。現況は車庫です。先ほどの4番の隣接地です。申請理由は亡母が建築した車庫であります。相続し地目が宅地と思い込んでいたためです。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、重富中学校から南西に約100mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約33年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてすでに33年経っており、車庫も建っている状況であり、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	これより、議案第5号非農地証明願の1番から5番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第5号非農地証明願の1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号非農地証明願の1番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について議題に供します。</p> <p>1番から4番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は東餅田在住の〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町西浦字明石〇〇番〇 田 3, 537㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、山林です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、植林し、山林として保有するためです。補足します。すでに、農地転用の申請がでています。3,000㎡超え、県の許可もでています。除外されれば、許可をします。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番委員です。それでは、調査報告をいたします。農振変更後農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、西浦小学校から北に約1,500mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が水路、南が田、北が山林です。申請実現の確実性は、周囲が山林等のため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町漆字四反田〇〇番 田 3, 151㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、太陽光発電所です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、太陽光パネル設置のためです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農振変更後農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、漆小学校から北に約1,500mの位置です。被害防除の現況は、東が私道、西が畑、南が私道、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請人は鹿児島市在住の〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町漆字木ノ原〇〇番〇 畑 1, 382㎡、〇〇番 畑 448㎡、合計2筆の1, 830㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、太陽光発電所です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、太陽光パネル設置のためです。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農振変更後農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、漆小学校から北に約1,500mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が田、南が田、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の4番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は福岡市の〇〇株式会社センター長〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、蒲生町白男字川中島〇〇番〇 田 1, 162の内10㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、無線基地局です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、電気通信事業用無線基地局を建設するためです。補足します。無線基地局は農地転用の手続きは不要ですが、農用地区域からの除外は必要です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>5番委員です。それでは、調査報告をいたします。農振変更後農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、旧大山小学校から南西に約1,500mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が田、南が道路、北が田です。申請実現の確実性は、電気通信事業無線基地局の建設のため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第6号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から4番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第6号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）について議題に供します。</p> <p>1番から2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明いたします。総会資料は、21ページでございます。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、131ページから132ページになりますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町下久徳字上原田〇〇番 田 2, 470㎡です。申請人は、熊本県菊池郡菊陽町在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、蒲生町上久徳字五反田〇〇番〇 田 631㎡、住吉字芳元町〇〇番〇 田 1, 397㎡の計2筆です。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>以上、議案第7号の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>これより、議案第7号1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第6号農地あっせん申出（売渡希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p>

	<p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 「意見なし」</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号農地あっせん申出（売渡希望）についての、1番については、11番推進委員、10番委員、18番委員に、2番については、2番推進委員、4番推進委員、10番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第10、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明します。資料は、22ページから30ページですので、審議の参考にしてください。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画（貸借）の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。</p> <p>なお、85番から90番について、10番委員、91番について、3番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いたします。</p> <p>利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、24ページから30ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください</p> <p>利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 鎮寺 裕人です。募集期は、平成30年度Ⅱ期です。利用権設定開始日は、平成30年8月1日からとなります。今回の募集期は、6月中に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。</p> <p>今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で91筆、農地面積は85,092㎡です。設定する期間は、5年が2筆、10年が5筆、20年が84筆です。</p> <p>なお、今回、圃場整備の実施が平成31年度採択予定となっている住</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>吉地区と蒲生町上久徳地区につきましては、設定期間が20年となっておりますが、その理由としましては、予定している圃場整備事業実施に係る補助事業の機構関連事業の要件のひとつである整備対象農地を15年以上、農地中間管理機構に貸し出すために設定していますので申し添えます。</p> <p>それでは、23ページをお開きください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。</p> <p>今回の設定する地域は、加治木町小山田地区、船津地区、住吉地区、蒲生町の上久徳地区、北地区、米丸地区です。</p> <p>まず、加治木町小山田地区につきましては、全体で2筆の面積2,543㎡です。借換区分は新規が1筆、載せ換えが1筆、権利別は賃貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>次に、船津地区につきましては、全体で1筆の面積2,888㎡です。借換区分は新規、権利別は賃貸借、期間別は10年となっております。</p> <p>次に、住吉地区につきましては、全体で59筆の面積59,160㎡です。新規が15筆の14,752㎡、権利別は使用貸借が10筆の8,556㎡、賃貸借が5筆の6,196㎡、期間別は20年のみとなっております。A to Aが40筆の39,759㎡、権利別は使用貸借が5筆の4,886㎡、賃貸借が35筆の34,873㎡、期間別は20年のみとなっております。載せ換えが4筆の4,649㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は20年のみとなっております。</p> <p>次に、蒲生町上久徳地区につきましては、全体で25筆の面積17,809㎡です。新規が1筆の560㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は20年のみとなっております。A to Aが16筆の10,835㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別は20年のみとなっております。載せ換えが8筆の6,414㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は20年のみとなっております。</p> <p>次に、蒲生町北地区につきましては、全体で2筆の面積1,143㎡です。借換区分は新規のみ、権利別は賃貸借のみ、期間別は5年のみとなっております。</p> <p>最後に、蒲生町米丸地区区につきましては、全体で2筆の面積1,549㎡です。借換区分は新規のみ、権利別は使用貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>なお、地域集積の表については、今回設定する重点地区の住吉地区、蒲生町上久徳地区の集積率になります。2地区ともに目標として設定した区域面積に対して、今回の申請面積により集積率が100パーセントとなっておりますのでご確認ください。以上で、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>それでは、1番から84番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
-----------------------	---

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から84番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から84番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第8号85番から90番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>85番から90番の関係者、10番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	(10番委員退席)
議 長	<p>それでは、85番から90番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号85番から90番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号85番から90番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>10番委員は着席してください。</p>
委 員	(10番委員着席)
議 長	<p>なお、議案第8号91番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>91番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	(3番委員退席)
議 長	<p>それでは、91番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第8号91番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号91番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。</p>
	<p>委員 (3番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	<p>事務局 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の3ページをご覧ください。26番と29番につきましては、隣接している茶畑でございますが、両土地とも横川町在住の茶農家さんと利用権を結ぶため取り下げたいとの連絡がありましたので、終了となります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。6月は、9件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（6月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>

	委員	「質問・意見なし」
議長		<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
議長		<p>それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>12番委員。</p>
	委員	○全国農業新聞の推進についてお願い
議長		<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>○公務災害について説明</p> <p>○利用状況調査の研修について説明</p> <p>○農地「貸したい」「借りたい」総点検について説明</p>
議長		<p>他にございませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成30年度第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長		<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_